

【省エネルギー設備等導入支援事業】

高齢者施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業補助金 Q&A

	質問	回答
1. 補助対象設備等について		
(1)	高効率空調機器・高効率給湯器・高効率照明器具の具体例はどのようなものか。	例： 一般・業務用エアコン、一般・業務用ヒートポンプ式給湯器、LED照明器具 等
(2)	施設の照明を普通電球等からLED照明に交換する場合は補助対象となるか。 また、調光付きや何かとセットのような形が必要など条件はあるか。	補助対象となります。なお、LED照明器具を導入する場合の個別の条件はありません。
(3)	灯具流用で安定器の配線工事を行ったLED化（直管型蛍光灯）も補助対象になるか。	補助対象となります。
(4)	駐車場などの外灯をLEDに改修する場合でも補助対象になるか。	施設の一体的な整備に該当しない外灯等は対象外となります。
(5)	低燃費自動車の購入は補助対象になるか。	用途が補助金事業の目的以外に流用できるため、補助対象外となります。
(6)	風除室の作成やシングルガラスからペアガラスへの変更は補助対象になるか。	直接省エネ効果に資するものではないことから、補助対象外となります。
(7)	給湯器・給湯設備・温水器は補助対象になるか。	本事業は高効率給湯器等も補助対象となります。
(8)	補助対象になる高効率給湯器はどういったものか。真空ボイラーは補助対象になるのか。	高効率給湯器として想定しているものは、既設の設備よりも省エネルギー効果が得られるものとしてあります。そのため、新たに整備する真空ボイラーが既存設備よりも使用エネルギーが削減できるものであれば補助対象となります。
(9)	縦型洗濯機からドラム式洗濯機への入れ替えは補助対象になるか。	補助対象外となります。
(10)	冷蔵庫の入れ替えは補助対象か。	電気をエネルギー源として作動する冷蔵庫は補助対象となります。
(11)	スポットエアコンは補助対象となるか。	施設と一体的なものではないことから、補助対象外となります。
(12)	家庭用のエアコン（ルームエアコン）は補助対象か。	家庭用のエアコンを業務目的で使用する場合は補助対象となります。 例えば、居室の壁掛け型ルームエアコンを入れ替える場合は補助対象となります。
(13)	老朽化したトイレの交換は補助対象になるか。	補助対象外となります。

	質問	回答
(14)	デスクスタンドをLED化するものは補助対象になるか。	建物等に設置するもので、つり下げ方、直付け方、埋込み型及び壁付け方とするものは補助対象となりますが、独立したデスクスタンドは補助対象外となります。
(15)	最初の1年はリースとして導入し、その後所有権を自動取得する場合は補助対象になるか。	事業完了期限までに所有権を取得できない場合は補助対象外となります。
(16)	機器設置のための下屋の整備費用は補助対象となるか。	機器と一体的なものではないことから、補助対象外となります。
(17)	施設内の壁などへの断熱材の導入は補助対象となるか。	直接省エネ効果に資するものでないことから、補助対象外となります。
(18)	冷房効率を高めるためのドア等の交換は補助対象となるか。	直接省エネ効果に資するものでないことから、補助対象外となります。
(19)	太陽光発電設備の発電電力を自家消費できない場合、売電は可能か。	本事業は自家消費を目的とすることから、余剰電力の売電は認めておりません。消費電力の実績に基づき、導入規模を決めてください。
(20)	照明設備を交換する場合、既設のものを電球のみだけでなく「器具ごと交換」する必要があるか。	配線器具の交換が不要で、LED照明器具のみの導入も補助対象になります。
2. 申請手続きについて		
(21)	作成した書類を直接、長寿社会政策課へ送付すればよいか。	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班あてに郵送にて提出してください。
(22)	当該事業において、過去に補助を受けた施設も今回募集分事業に申請可能か。	申請は可能です。なお、補助上限額は過去に交付を受けた実績額とあわせて1,000万円となります。また、応募が予算を超過した場合、採択の優先度に影響する場合があります。
(23)	併設している長期施設と短期施設はまとめて申請してよいか。	1施設につき1申請のため、別々に申請してください。
(24)	県内に複数の施設を有する法人の場合、補助申請は1法人1施設に限られるのか。または、施設ごとの申請が可能なのか。	施設ごとに申請可能です。
(25)	仙台市外の「認知症対応型共同生活介護」「グループホーム」は補助対象となるか。また、サービス付き高齢者向け住宅は補助対象となるか。	補助対象外になります。補助対象サービス及び対象事業については、HPまたは交付要綱をご確認ください。
(26)	補助対象施設（例：定員30人以上の通所施設）と補助対象外施設（例：有料老人ホーム）を同一の建物で事業実施している場合に申請できるか。その場合、優先度に影響はあるか。	対象施設分の費用は補助対象となります。その際、採択の優先度には影響しません。
(27)	施設が市町村の指定管理施設であり、補助対象事業所部分については無償貸与を受けているが補助金対象になるか。	市町村立の施設（指定管理の施設を含む。）は補助対象外となります。

	質問	回答
(28)	高効率空調機器や太陽光発電蓄電池設備を導入した際の合算された金額に応じて補助額が算定されるのか。	お見込みのとおりです。
(29)	交付決定を受けて12月中に事業が完了しなければ補助の対象にはならないのか。	補助事業が令和6年12月27日までに完了しない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
(30)	当初の計画で期限までに完了するものであって、やむを得ない事由により事業が完了しないこととなった場合、どのような取扱いになるか。	補助事業が期限までに完了しない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
(31)	申請書類の提出期限の延長は可能か。	延長予定はありません。必ず申請期日（令和6年5月31日（金））までに申請してください。
(32)	交付決定後に補助金額は増額できるのか。	原則、交付決定額の増額はできません。交付額の範囲内で事業を実施ください。
3. 申請書の添付資料について		
(33)	申請施設が養護老人ホーム又は軽費老人ホームの場合、事業計画書（別紙1）「介護保険事業所番号」の欄は空白でよいか。	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの場合、介護事業所番号の記入は不要です。
(34)	同法人で複数施設の申請を検討しているが「登記簿謄本」「現在事項全部証明書」は、すべての申請書で原本が必要か。	同法人で複数施設分申請する場合、1部は原本を添付し、残りは写しを提出ください。
(35)	「施設内配置図」は、CAD等を用いない簡易図面でよいか。	CADを用いた図面等の指定はありません。施設において設備を導入する位置が機器ごとに明確にわかる図面を添付してください。
(36)	配置図や平面図がない場合はどうしたらよいか。	設備の設置場所や数量など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるよう図面を作成してください。
(37)	照明を100箇所以上交換する見込みだが、配置図には電灯1箇所ごとに器具規格の記載が必要か。	機器の種類・数量にかかわらず、設置場所と種類が判別できるよう配置図を作成してください。
(38)	「既存の設備の写真」とあるが、施設内の照明全てを交換する場合でも、照明全ての写真が必要か。	種類・数量にかかわらず、全ての写真が必要となります。なお、照明など数が多い場合は、複数を取めた写真でも可能ですが、写っている機器の数と位置が配置図と照合できるものにしてください。
(39)	県税納税証明書は法人のものが必要になるのか。	交付申請者の証明書になるので、法人単位で納税している場合は法人の証明書を県税事務所にて取得してください。
(40)	同法人で複数施設の申請を検討しているが「県税納税証明書」は、すべての申請書で原本が必要か。	同法人で複数施設分申請する場合、1部は原本を添付し、残りは写しを提出ください。
(41)	県税納税証明書の使用目的は『その他（「宮城県事業補助金申請」）』、証明事項は『未納がないこと』、税目は『すべての県税』でよいか。	これまで未納がないことを証明していただくものになります。県税納税証明書発行申請書の記入方法は県税事務所にお問い合わせください。

	質問	回答
(42)	申請者以外が土地及び建物所有者の場合、添付する確約書等の様式は指定されているか。	様式の指定はありません。任意の様式でのご提出をお願いいたします。
(43)	「事業計画書」の(2)「省エネルギー効果等」の欄にはどのようなことを記載すべきか。	どのような設備を導入して、どのくらい省エネ効果が得られるか記入してください。
(44)	「事業計画書」の(2)のエネルギー減少量は計算書の数値を記載すればよいか。	お見込みのとおりです。
(45)	役員名簿の担当者記入欄は工事予定の施設の担当者でよいか。	補助金事務のご担当のお名前を記入してください。
(46)	交付決定後に導入設備を高効率給湯器から高効率空調機器に変更してもよいか。	申請があった設備については、内容の審査を行ったうえで交付決定しますので、実施事業内容の変更は原則認めておりません。
(47)	申請書類に不備があった場合は、どのようになるか。	提出書類に不備・不足があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付決定をする場合があります。ご提出前に書類に不足がないよう、必ずご確認ください。また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は相当額を減額した上で交付決定しますので、分かりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などをするとともに、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。
(48)	交付決定前に契約したものは補助対象になるか。	交付決定前に契約した場合は原則補助金の対象とならないため、交付決定後に行ってください。ただし、募集開始日(3月 日)以降に契約したもので、事前着手届(様式第8号)を提出している場合はこの限りではありません。
(49)	「交付決定前事前着手届」を提出したい場合はいつ出せばよいか。	契約締結日より前に提出してください。
(50)	「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。	県が届出の内容を確認し、收受した日から着手できるものとします。
4. 省エネルギー効果の計算について		
(51)	複数の施設が同一メーターで管理されている場合、請求がまとめられているため、会計は面積等で按分している。電気使用量の実績を記入する際、請求明細から申請する施設以外の分を含めた合計を記入してよいか。	複数施設分を一括契約で処理されている場合、使用料に係る会計上の按分割合を準用し、電力使用量を按分してしてください。会計が分けられていない場合は、施設の面積や定員数等で按分してください。
(52)	事業所移転を行う場合で、省エネルギーの比較や効果についての添付書類が提出できない場合は申請できないか。	旧事業所との比較や省エネルギー効果が示せる場合は補助対象となります。
(53)	「省エネルギー効果の計算資料(参考資料)」は、施工業者が準備する計算資料(任意)の書式で問題ないか。	必ず県の様式を使用してください。

	質問	回答
(54)	「エネルギー実績入力用シート」のエネルギー使用量について申請対象となる設備のみの数値でよいか。	導入前後で減少量がわかるように記載ください。
(55)	LED照明と給湯器を導入する場合、省エネルギー効果の計算資料(参考資料)は実施事業ごとに提出が必要か。	複数の事業を実施する場合、該当するエネルギー使用量を1つの計算資料にまとめて提出してください。
(56)	複数の事業(例:LED+高効率空調)を実施する場合、事業計画書(別紙1)の省エネルギー効果等はどのように記入すればよいか。	エネルギー減少量の欄に「省エネルギー効果の計算資料(参考資料)」で算出されたエネルギー削減量の合計、下欄に事業ごと分けた削減量を記入してください。
(57)	エネルギー使用量(実績)の買電欄で昼間、夜間が請求書等から把握できない場合はどのように記入したらよいか。	電力会社へのお問い合わせをお願いいたします。
(58)	電力会社の検針期間の関係から11月分が10/4~11/3となっているが、使用量の大部分が10月となることから10月使用量の欄に記入してよいか。	差し支えありません。
4. その他		
(59)	施工業者への分割払いは可能か。	事業完了期限までに支払が完了する場合は可能です。なお、分割払いの手数料は補助対象外となります。
(60)	実績報告書で施工前後の写真が求められているが、LED照明など機器が多数であってもすべての写真が必要となるか。	必要となります。写真の撮り忘れがないようご注意ください。
(61)	今回の予算額はいくらか。	補助金分は316,655千円です。
(62)	採択施設はどのように決めるのか。	過去の補助実績や設備導入の費用対効果等、事業計画を総合的に評価を行い、予算の範囲内で採択施設を決定します。
(63)	設備導入後に省エネ実績の調査は行われるか。	事業完了後、事後調査を実施する場合があります。
(64)	応募が多数の場合、追加予算措置の予定はあるか。また、令和7年度においても同様の補助金制度はあるか。	現時点では、追加予算措置の予定はありません。また、令和7年度以降の実施予定もありません。